

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

APRIL 2020  
 VOL.621

# 4



春の緑鳥(ひたちなか市)

写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好 氏

## ●2020 4月号 CONTENTS●

茨城労働局人事異動 .....2  
 令和2年度 茨城労働局行政運営方針 .....6  
 2020年4月1日以降が始期となる  
 女性活躍推進法に基づく行動計画の目標設定にご注意ください .....8  
 6月1日より、  
 パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となります .....9  
 さざまな方法で  
 就職氷河期世代の募集や採用が可能になりました .....10  
 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請 .....11  
 令和元年度 第2回会員総会開催される .....12

衛生推進者養成講習のご案内 .....12  
 令和2年度 労働安全衛生法に基づく  
 免許試験茨城地区出張特別試験 .....13  
 受験準備講習会の開催について .....13  
 常総地域産業保健センター移転のお知らせ .....14  
 ご存知ですか?「委託状況届」 .....15  
 県内の労働災害発生状況速報 .....15  
 令和2年死亡災害発生状況 .....15  
 講習会のご案内 .....16

# 茨城労働局人事異動 (労働基準行政) 令和2年4月1日付け

局	新官職名	氏名	旧官職
	局長 小 奈 健 男		(独)高 齢・障 害・求 職 者 雇 用 支 援 機 構 住 宅 課 長
<b>総務部</b>			
総務部	局長 浦 橋	武 厚 生 労働省大臣官房	厚 生 労働省大臣官房
○総務課			
総務課	局長 本 多 德 敬	総務部企画課	総務部企画課
総務企画課	主任 関 今 野 成 希	雇用環境改善均等推進課	雇用環境改善均等推進課
総務係	主任 小 尾 成 希	石岡公共職業安定所	石岡公共職業安定所
人事係	主任 佐 々 木 澤 嘉 美 里 光 和 史 人 樹 人	水戸公共職業安定所	水戸公共職業安定所
会計第一係	主任 黒 谷 川 正 知 健 拓 夏 佑	龍ヶ崎労働基準監督署	龍ヶ崎労働基準監督署
会計第二係	主任 渡 部 藤 村 野 部 邊	筑西公共職業安定所	筑西公共職業安定所
会計第三係	主任 佐 藤 中 野 矢 渡	古河労働基準監督署	古河労働基準監督署
人事係主任	主任 佐 藤 中 野 矢 渡	龍ヶ崎労働基準監督署	龍ヶ崎労働基準監督署
会計第二係主任	主任 中 野 矢 渡	外 国 人 事 務 所	外 国 人 事 務 所
(厚生労働事務)	主任 光 野 部 邊	常陸鹿嶋公共職業安定所	常陸鹿嶋公共職業安定所
(厚生労働事務)	主任 矢 部 邊	栃 木 公 共 職 業 安 定 所	栃 木 公 共 職 業 安 定 所
(厚生労働事務)	主任 渡 邊	新 規 採 用	新 規 採 用
○労働保険徴収室			
労働保険適用指導官	長 菊 地 豊	水戸労働基準部	水戸労働基準部
労働保険適用指導官	長 天 谷 京 子	浦 公 共 職 業 安 定 所	浦 公 共 職 業 安 定 所
労働保険適用指導官	長 平 間 慎 一 子 昭	土 産 雇 用 環 境 改 善 均 等 推 進 課	土 産 雇 用 環 境 改 善 均 等 推 進 課
労働保険適用指導官	長 渡 邊 朋 洋 昭	雇 用 環 境 改 善 均 等 推 進 課	雇 用 環 境 改 善 均 等 推 進 課
労働保険適用係	長 鈴 木 洋 昭	水 戸 災 災 二 課	水 戸 災 災 二 課
徴収係	長 山 脇 典 一 輝	総 務 部 勞 働 保 險 係	総 務 部 勞 働 保 險 係
(厚生労働事務)	主任 山 崎 悠 則	筑 西 勞 働 基 準 監 督 署	筑 西 勞 働 基 準 監 督 署
(厚生労働事務)	主任 山 崎 悠 則	栃 木 公 共 職 業 安 定 所	栃 木 公 共 職 業 安 定 所
(厚生労働事務)	主任 山 崎 悠 則	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所
(厚生労働事務)	主任 山 崎 悠 則	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所
<b>雇用環境・均等室</b>			
雇用環境改善均等推進監理官	長 山 口 京 子	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所
室長補佐(指導)	長 生 天 目 和 春	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所
室長補佐(企画)	長 嶋 田 恵 一	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所	常 陸 鹿 嶋 公 共 職 業 安 定 所





監督課(監督係)官	日野隼輔	水戸労働基準監督署第一方面官
監督課(監督係)官	原田智英	新規採
安全衛生課官	松岡直人	東新宿労働基準監督署第一方面官
労働基準監督課官	松下寛成	龍ヶ崎労働基準監督署安全衛生課官

鹿嶋労働基準監督署

署長	中村剛	茨城産業保健総合支援センター長
監督課(監督係)官	梅原佳吾	龍ヶ崎労働基準監督署監督課(監督係)官
監督課(監督係)官	山野滉朗	新規採

他局等への転出・出向

厚大生臣労働省	中野知基	総務部 長
愛知労働基準部労働災害補償課長	宮内尚宏	総務部 総務課 長
茨城産業保健総合支援センター長	大久保一樹	雇用環境・均等室長補佐(指導)
東京労働基準監督署方面官	山崎次郎	水戸労働基準監督署第一方面官
京総務部労働保険徴収課	和田侑樹	水戸労働基準監督署第三方面官
京丹後労働基準監督署長	宮本勇人	土浦労働局面主任監督官
厚大生臣労働省	片山豪	古河労働基準監督課 長
愛知労働基準監督署安全衛生課	秋山和麻	古河労働基準監督署監督課(監督係)官
厚大生臣労働省	嘉副崇夫	常総労働基準監督課 長
岡山労働基準監督署労働災害課	宮田直人	常総労働基準監督署監督課(監督係)官
厚大生臣労働省	近本佳美	常総労働基準監督署労働災害・安衛課官
鹿嶋労働基準監督署安全衛生課	阿萬俊樹	龍ヶ崎労働基準監督署監督課(監督係)官
大淀川労働基準監督署安全衛生課	小松原梓	鹿嶋労働基準監督署監督課(監督係)官

退職者 (令和2年3月31日付け)

厚大生臣労働省	福元俊成	茨城労働局 長
定年	柳橋清美	総務部労働保険徴収室長
定年	宮崎ひろみ	労働基準部健康安全専門官
定年	上久保武司	労働基準部労働災害補償課官
定年	河野和広	労働基準部労働災害補償監察官
辞職	国井修	水戸労働基準監督署長

# 令和2年度 茨城労働局行政運営方針

令和2年度において、茨城労働局では、各行政施策課題に対して、以下のとおり取り組むこととしています。

## ■働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進

### 1.長時間労働の是正や安全で健康に働くことができる職場づくり

#### (1)長時間労働の是正

- ①生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
- ②自動車運送業、建設業における勤務環境の改善
- ③勤務間インターバル制度の導入促進
- ④長時間労働の是正に向けた監督指導体制の強化等
- ⑤長時間労働につながる取引環境の見直し
- ⑥年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進
- ⑦労働施策総合推進法に基づく協議会等について

#### (2)労働条件の確保・改善対策

- ①法定労働条件の確保等
- ②若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組
- ③特定の労働分野における労働条件確保対策の推進
  - ア 外国人労働者
  - イ 自動車運転者
  - ウ 障害者である労働者
- ④最低賃金制度の適切な運営
- ⑤「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進
- ⑥各種権限の公正かつ斉一的な行使及び丁寧な指導

#### (3)労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- ①茨城労働局第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進
- ②高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援
- ③建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進
- ④産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

- ⑤化学物質対策及び石綿ばく露防止対策の徹底と石綿関連疾患に係る的確な労災認定
- ⑥原子力施設等における放射線障害防止対策の徹底
- ⑦鹿島臨海コンビナートにおける爆発・火災等の防止
- ⑧日本中央競馬会美浦トレーニングセンターにおける労働災害防止
- ⑨過労死等事案に係る的確な労災認定

### 2.最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

- (1)最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
- (2)雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
  - ①パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の施行への対応
  - ②中小企業・小規模事業主に対する支援
- (3)非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等
  - ①非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善に向けた企業支援
  - ②無期転換ルールの円滑な運用

### 3.総合的なハラスメント対策の推進

- (1)職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施
- (2)労働関係紛争の早期解決の促進

### 4.柔軟な働き方がしやすい環境整備等

- (1)テレワークの普及促進
- (2)副業・兼業の促進に向けた環境の整備について

### 5.治療と仕事の両立支援

- (1)治療と仕事の両立支援に関する取組の促進
- (2)がん等の疾病による長期療養が必要な労働者に対する就職支援の強化等

## ■高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進、人材投資の強化

### 1.ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化について



## 2.就職氷河期世代活躍支援プランの実施

- (1)ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- (2)短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援
- (3)就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等
- (4)地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、福祉機関等へのアウトリーチ等の強化
- (5)地域ごとのプラットフォームの形成・活用について

## 3.若者に対する就職支援

- (1)新卒者等への正社員就職の支援
- (2)フリーター、若年無業者等への就職支援

## 4.高齢者の就労・社会参加の促進

- (1)ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充
- (2)65歳超の継続雇用延長等に向けた環境整備
- (3)中高年齢者の中途採用拡大を行う企業への支援
- (4)シルバー人材センターをはじめとした地域における多様な就業機会の確保

## 5.女性活躍の推進

- (1)女性の活躍推進等
  - ①女性の活躍推進  
ア 改正女性活躍推進法等の周知  
イ「女性の活躍推進企業データベース」の普及促進  
ウ「えるぼし」認定及び「プラチえるぼし」認定の取得促進  
エ 改正女性活躍推進法の実効性確保
  - ②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の推進
- (2)仕事と家庭の両立支援の推進
  - ①きめ細かな職業相談・職業紹介
  - ②育児・介護休業法の周知及び履行確保
  - ③男性の育児休業取得促進等を含む仕事と育児の両立ができる職場環境整備
  - ④仕事と介護の両立ができる職場環境整備
  - ⑤次世代育成支援対策の推進

## 6.障害者の就労促進

- (1)公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化
- (2)中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

- (3)精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

## 7.外国人材受入れの環境整備

- (1)外国人労働者の適切な雇用管理の確保
- (2)外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の強化
- (3)外国人留学生・定住外国人等に対する就職支援
  - ①外国人留学生等に対する相談支援の実施
  - ②定住外国人等に対する就職支援の実施
- (4)ハローワーク等における多言語相談支援の実施
- (5)外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化

## 8.生活保護受給者等の就労支援

- (1)ハローワークにおける生活保護受給者等の就労支援
- (2)刑務所出所者等の就労支援

## 9.リカレント教育等人材開発施策の推進

- (1)「人づくり革命基本構想」に基づくリカレント教育の推進
- (2)高齢期も見据えたキャリア形成支援の推進
  - ①労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を支援する拠点との連携等
  - ②企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の提供

## 10.人材確保対策の総合的な推進等

- (1)人材確保支援の充実
- (2)雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等
- (3)地方自治体等と連携した地域雇用対策の推進
- (4)成長企業等への転職支援
- (5)職業能力・職場情報・職業情報の見える化の推進
- (6)ハローワークにおけるマッチング機能の充実

**問い合わせ先**

**茨城労働局雇用環境・均等室**

〒310-8511

水戸市宮町1-8-31

電話：029-277-8294

FAX：029-224-6265

## 2020年(令和2年)4月1日以降が始期となる 女性活躍推進法に基づく行動計画の 目標設定にご注意ください

▶ 常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、2020年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、以下の①と②の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります。(電子申請、郵送、持参)

### ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)
- ・男女別の採用における競争倍率(区)
- ・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)
- ・男女別の配置の状況(区)
- ・男女別の将来の育成を目的とした教育訓練の受講の状況(区)
- ・管理職及び男女の労働者の配置・育成・評価・昇進・性別役割分担意識その他の職場風土等に関する意識(区)  
(派:性別役割分担意識など職場風土等に関する意識)
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合
- ・男女別の1つ上位の職階へ昇進した労働者の割合
- ・男女の人事評価の結果における差異(区)
- ・セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談状況(区)(派)
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績(区)(派)
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績(区)
- ・男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途採用者を管理職へ登用した実績
- ・非正社員の男女別のキャリアアップに向けた研修の受講の状況(区)
- ・男女の賃金の差異(区)

### ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異(区)
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合(区)
- ・男女別の育児休業取得率及び平均取得期間(区)
- ・男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度(育児休業を除く)の利用実績(区)
- ・男女別のフレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク等の柔軟な働き方に資する制度の利用実績
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況
- ・労働者(※)の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間(健康管理時間)の状況(区)(派)
- ・有給休暇取得率(区)

(※)2020年4月1日以降、状況把握の際には、管理職を含む全労働者の労働時間を把握する必要がありますので、ご注意ください。

◆下線は、基礎項目(必ず把握すべき項目)です。

◆「(区)」: 状況把握の際は、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

◆「(派)」の表示のある項目: 労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、状況把握の際は、派遣労働者を含めて把握を行うことが必要です。



## 2020年(令和2年)6月1日より、 パワーハラスメント防止措置が 事業主の義務(※)となります!

※中小事業主は、2022年(令和4年)  
4月1日から義務化されます。  
(それまでは努力義務)  
早めの対応をお願いします!

### 職場における「パワーハラスメント」とは、

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるパワハラ3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	○当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの
②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動	○社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	○当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

## 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

### ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
  - ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
  - ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
  - ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(注2)
- 注1 事実確認ができた場合 注2 事実確認ができなかった場合も同様

### ◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること  
注3 性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。
- ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

○ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



茨城労働局 雇用環境・均等室 (電話 029-277-8295)

**就職氷河期世代の積極的な採用**を考えている事業主の皆さまへ

**さまざまな方法で  
就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)の  
募集や採用が可能になりました**

✓ 労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、**就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)に限り、募集や採用することが可能になりました!**

- ・不安定な就労をされている方や仕事をしていない方が対象になります。
- ・期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人条件にしない場合に限りです。

✓ ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込みなども可能となりました。**

- ・ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
- ・令和5年3月31日までの措置になります。

※ご不明な点については、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください。

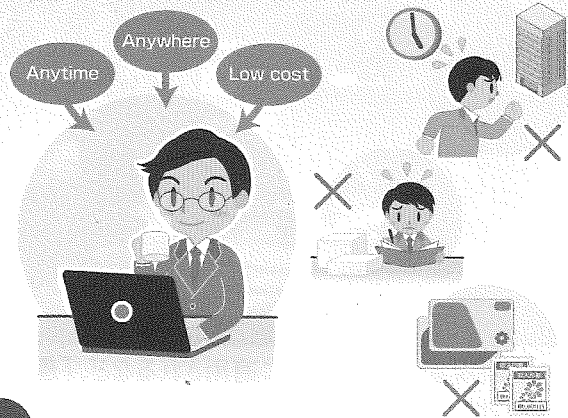
 **厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク**

# 労働保険の申請は、 カンタン・便利な電子申請で!!

電子政府の総合窓口  
「e-Gov (イーガブ)」  
にアクセス!

これまでの書面手続きに比べて、  
電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィス、社労士事務所から、  
インターネットを経由して、24時間  
いつでも申請や届出ができます。



## いつでもどこでも手続き可能!

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。  
窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにいながら申請や届出ができます。  
窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日、いつでも手続きが可能です。

## 簡単・スピーディに申請!

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。  
前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけ! 入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

## ムダな時間やコストも削減!

申請・届出用紙の入手は不要! 申請内容によっては複数の手続きをまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。  
マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。  
(ICカードリーダーライターは別途必要です。)

まずは、e-Govウェブサイト\*へアクセス!  
<http://www.e-gov.go.jp>

\*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov (イーガブ)」  
電子申請についての利用案内が掲載されています。



## 電子申請の事前準備をはじめましょう!



「利用準備」からスタート!

# 令和元年度 第2回会員総会開催される

(一社)茨城労働基準協会連合会



令和元年度第2回会員総会が、3月19日(木)、水戸市の茨城県産業会館大会議室において、ご来賓として、福元茨城労働局長様、細江労働基準部長様、加藤健康安全課長様のご臨席を賜り開催されました。

本総会では、各地区協会理事の皆様にも、ご出席をいただき、①令和2年度事業計画案、②令和2年度収支予算案、について審議いただき、いずれも原案どおり承認されました。

また、会長挨拶では、少子高齢化による労働力不足が顕著となる中で「働き方改革」の推進が重要な課題であること。特に、本年4月から非正規と正規雇用労働者の不合理な処遇格差を禁止する法律が施行、また残業

時間の上限規制が中小企業に適用されるなど、「働き方改革関連法」が出そう時期を迎える。当連合会においても当局の方針に沿い、「働き方改革」の推進、安全衛生水準の一層の向上が図られるよう、的確な情報提供、各種安全衛生教育の実施や関係法令の周知活動等を推進していくことを述べられました。

## 事業主の皆さまへ コンプライアンス 衛生推進者を選任しましょう。

### 衛生推進者養成講習のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、☆印に書かれている業種及び規模の事業場(例:飲食店や食料品小売業、ホームセンター、介護事業など)に対して**衛生推進者**を選任し、その者に労働衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。

本講習は、衛生推進者の選任を義務付けられている事業場において新たに衛生推進者として選任された方が、その職務を遂行する際に必要な知識の向上を図るものです。

☆衛生推進者の選任を要する業種・規模については、下記の業種であって、常時使用する労働者数が**10人以上50人未満の非工業的業種の事業場**(常時50人以上の場合は衛生管理者の選任が義務付けられています。)金融・保険・証券業、各種商品卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動産取引・賃貸・管理業、物品賃貸業、理容・美容・浴場業、葬儀業、映画業、劇場・興行場、公園・遊園地・遊技場、駐車場業、情報サービス・広告業、病院・診療所等医療業、幼稚園・教育施設、社会福祉・介護事業、飲食業などの非工業的業種

1. 日 時：令和2年6月3日(水) 8:50～15:30
2. 会 場：(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター【駐車場有】  
水戸市渋井町堺橋263-1 (大洗鹿島線 東水戸駅下車 徒歩約15分)
3. 対 象 者：上記「☆印の衛生推進者の選任を要する業種・規模」のとおり
4. 受 講 料 等：8,800円(受講料7,700円(税込)、テキスト代1,100円)
5. 定 員：50名
6. 申込受付期間：令和2年4月16日(木)～5月27日(水) (但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
7. 申 込 方 法：受講申込書は茨城労働基準協会連合会HP「安全衛生教育」の「衛生推進者養成講習」の中にある申込書をダウンロードするか、又は問合せ先に電話等を頂ければ受講申込書を送付します。
8. 問 合 せ 先：(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F



# 令和2年度 労働安全衛生法に基づく免許試験茨城地区出張特別試験

(公財)安全衛生技術試験協会(厚生労働大臣指定)では、令和2年度免許試験を9月5日(土)茨城大学(水戸市文京2-1-1)において実施いたします。

つきましては、下記により受験申請書の受付を行いますのでご案内申し上げます。

なお、免許試験茨城地区出張特別試験の受験申請書の詳細については、下記受付団体にお問い合わせください。

## 試験の種類、受験申請書の受付先、及び受付期間等

試験の種類	受付団体名・受付場所	受付期間
第一種衛生管理者	(一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階 TEL 029-225-8881 FAX 029-227-4507	6月29日(月)～ 7月10日(金) (土・日曜日を除く)
第二種衛生管理者		
ガス溶接作業主任者		
エックス線作業主任者		
潜水士	(一社)日本クレーン協会茨城支部 〒310-0803 水戸市城南1-2-10 水戸城南ビル5階A号室 TEL 029-306-9991 FAX 029-306-9992	(受付時間(持込の場合)) 10:00～12:00 13:00～16:00
クレーン・デリック運転士 (クレーン限定)		
移動式クレーン運転士		
一級ボイラー技士	(一社)日本ボイラ協会茨城支部 〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県JA会館分館3階 TEL 029-225-6185 FAX 029-225-6509	※なるべく郵送(消印有効)で お願いいたします。
二級ボイラー技士		
ボイラー整備士		

(出張特別試験実施者)(公財)安全衛生技術試験協会 関東安全衛生技術センター 千葉県市原市能満2089 TEL 0436-75-1141

# 受験準備講習会の開催について

令和2年度免許試験の茨城地区出張特別試験は、来たる9月5日(土)水戸市(会場茨城大学)において実施されることになりました。

当連合会等におきましては、下記により**受験準備講習会**を開催いたしますので、ご案内申し上げます。講習の内容は、受験者の立場に立ち、過去の出題傾向から、試験科目の解説を行い、合格のための講習を行いますので、ふるってご参加下さいますようお願い申し上げます。

科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
第一種衛生管理者 [各3日間]	6月15日(月)・16日(火)・17日(水)	ポリテクセンター茨城※1	15,705円	6,820円 (3冊1組)
	6月25日(木)・26日(金)・27日(土)	中央安全衛生教育センター※2		
	7月1日(水)・2日(木)・3日(金)			
	7月6日(月)・7日(火)・8日(水)			
直前講習(模擬試験)	8月3日(月)	中央安全衛生教育センター※2	①7,700 ②4,950(割引価格)	

①今回の直前講習だけを受ける方。 ②R1.6月以降に第一種衛生管理者の準備講習会を受講された方。

科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
第二種衛生管理者 [2日間]	7月9日(木)・10日(金)	中央安全衛生教育センター※2	10,470円	4,620円 (3冊1組)

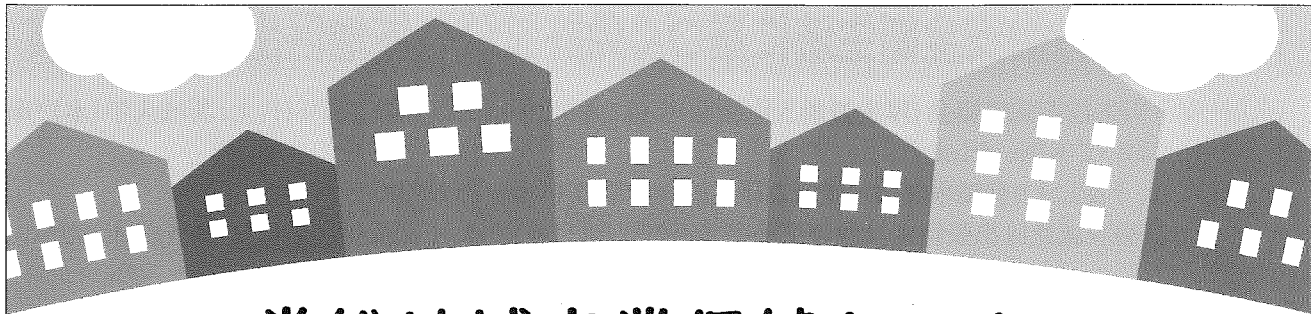
科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
ガス溶接作業主任者 [2日間]	6月18日(木)・19日(金)	中央安全衛生教育センター※2	10,470円	1,650円 (1冊のみ)

科目	開催日	会場	受講料	テキスト代
エックス線作業主任者 [2日間]	6月22日(月)・23日(火)	中央安全衛生教育センター※2	10,470円	7,543円 (2冊1組)

詳しくは、(一社)茨城労働基準協会連合会 電話 029-225-8881 まで、お問合せください。

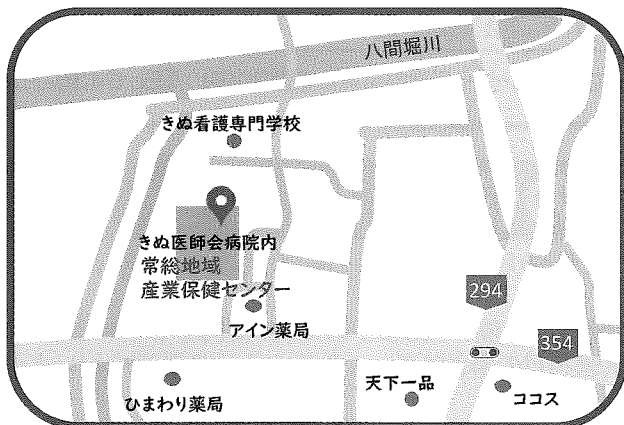
※1 ポリテクセンター茨城 所在地:常総市水海道高野町591

※2 中央安全衛生教育センター 所在地:水戸市渋井町堺橋263-1



# 常総地域産業保健センター 移転のお知らせ

常総地域産業保健センターは  
**4月1日(水)**より下記住所へ移転しました  
今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます



## 新住所

〒303-0016  
茨城県常総市新井木町13-3  
きぬ医師会 病院内  
電話・FAX番号に変更はございません  
TEL: 0297-22-2421  
FAX: 0297-22-2431  
E-mail: joso@ibarakis.johas.go.jp

## 地域産業保健センター(地域窓口)で出来ること

### 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行っています。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

### 健康診断の結果についての医師からの意見徴収

健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことが出来ます。

### ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

### 個別訪問による産業保健指導の実施

医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。

独立行政法人 労働者健康安全機構  
茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10  
水戸FFセンタービル8階  
TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335  
ホームページ: <https://ibarakis.johas.go.jp/>  
E-mail: [mito@ibarakis.johas.go.jp](mailto:mito@ibarakis.johas.go.jp)





## 講習会のご案内(令和2年4月中旬~5月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
4/21~22	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
5/16~17	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
5/28~29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/28~29	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
<b>ガス溶接</b>		
5/22~23	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
5/23~24	平成館(古河市)	古河協会・筑西協会
<b>玉掛け</b>		
5/14~15・17	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
5/21~22・25・26・27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/28~29・6/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
5/18~20	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
5/7	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会・水戸協会
5/8	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
5/8	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
5/8	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
5/8	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/15	平成館(古河市)	古河協会
5/21	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
<b>ショベルローダー等運転</b>		
5/12・13・14・15・18・19・20	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
5/14~15・16	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
5/15~16・17	平成館(古河市)	古河協会
5/21~22・23	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
4/22~23・24	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
5/12~13	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
5/14~15	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
5/19~20	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
5/16	京三電機(株)(古河市)	古河協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
5/9~10	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会

5/26~27	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
5/30~31	平成館(古河市)	古河協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
4/20・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/20~21	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
5/23~24	平成館(古河市)	古河協会
<b>有機溶剤作業主任者能力向上教育</b>		
4/27	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>職長教育</b>		
4/15~16	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
5/14~15	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
4/16~17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
4/23~24	平成館(古河市)	古河協会
5/14~15	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
5/18~19	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
5/28~29	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
4/20~21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>局所排気装置等の定期自主検査者講習</b>		
5/25~27	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>新入社員安全衛生教育</b>		
4/21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
5/21	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>有機溶剤業務従事者教育</b>		
5/28	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
4/18	平成館(古河市)	古河協会
5/1	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
常総	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478